

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

令和6年度における指導・監査及び指定取消処分等の状況

1 指導の状況

(1) 運営指導の状況【図1、(1)第1表】

実施事業所数は50,424で、自治体の所管事業所数に対する実施率は16.2%であり、前年度(16.1%)と比較してほぼ横ばいとなっている。

(2) 集団指導の状況【図2-1、2-2、(1)第2表】

実施自治体数は938で、全国の自治体数1,620に対する実施率は約57.9%となっている。前年度(54.8%)よりも、実施率は上昇したが、一般市区町村の半数程度が未実施となっている

2 監査及び指定取消等行政処分等の状況

(1) 監査の実施状況【図3、(1)第3表～第4表】

実施件数は1,190件で、前年度(1,120件)よりも増加した。監査後の対応結果をみると行政指導による改善報告を求めたケースが470件と最も多く、次いで改善勧告が205件となっている。

(2) 指定取消等行政処分等の状況

【図4-1、(1)第3表、(2)第1表、第2表】

指定取消等の行政処分は合計158件で、内訳は指定取消59件、指定の効力の一部停止86件、同全部停止13件となっている。

なお、直近5年間の指定取消・指定の効力の一部及び全部停止処分の件数については、令和元年度153件、令和2年度109件、令和3年度105件、令和4年度86件、令和5年度139件となっている。

(3) サービス種別ごとの状況【図4-2】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が30件と最も多く、ついで指定認知症対応型共同生活介護事業所13件、指定特定施設入居者生活介護事業所が12件等となっている。

*上記の件数には介護予防サービスがある場合にはそれを含む。

(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、虚偽答弁となっている。

*1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

3 業務管理体制の整備に関する確認検査の状況【図8、(3)第1表～第3表】

業務管理体制の確認のための検査については、一般検査は9,748件、特別検査は27件実施している。前年度よりも特別検査の実施数は減少したが、一般検査の実施数は増加した。

一般検査の方法としては書面方式によるものが6,543(約67%)、面談方式によるものが3,081(約32%)となっている。

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する特別検査の結果をみると、行政指導に基づく改善報告を求めたケースが10件、改善勧告が6件となっている。

4 老人福祉法に係る指導監査の状況【図9、(4)第1表】

老人福祉法第18条に基づき、養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は263、特別監査は6、特別養護老人ホームに対して実施した指導監査数は、一般監査は3,108、特別監査は33となっている。

5 介護給付費の返還状況【(2)第3表】

返還額の状況について、指定取消等に伴い施設や事業所に対して令和6年度に返還を求めた額は約11億5千万円であった。

*返還額には、令和5年度以前に監査を実施し、令和6年度中に確定した金額が含まれている。

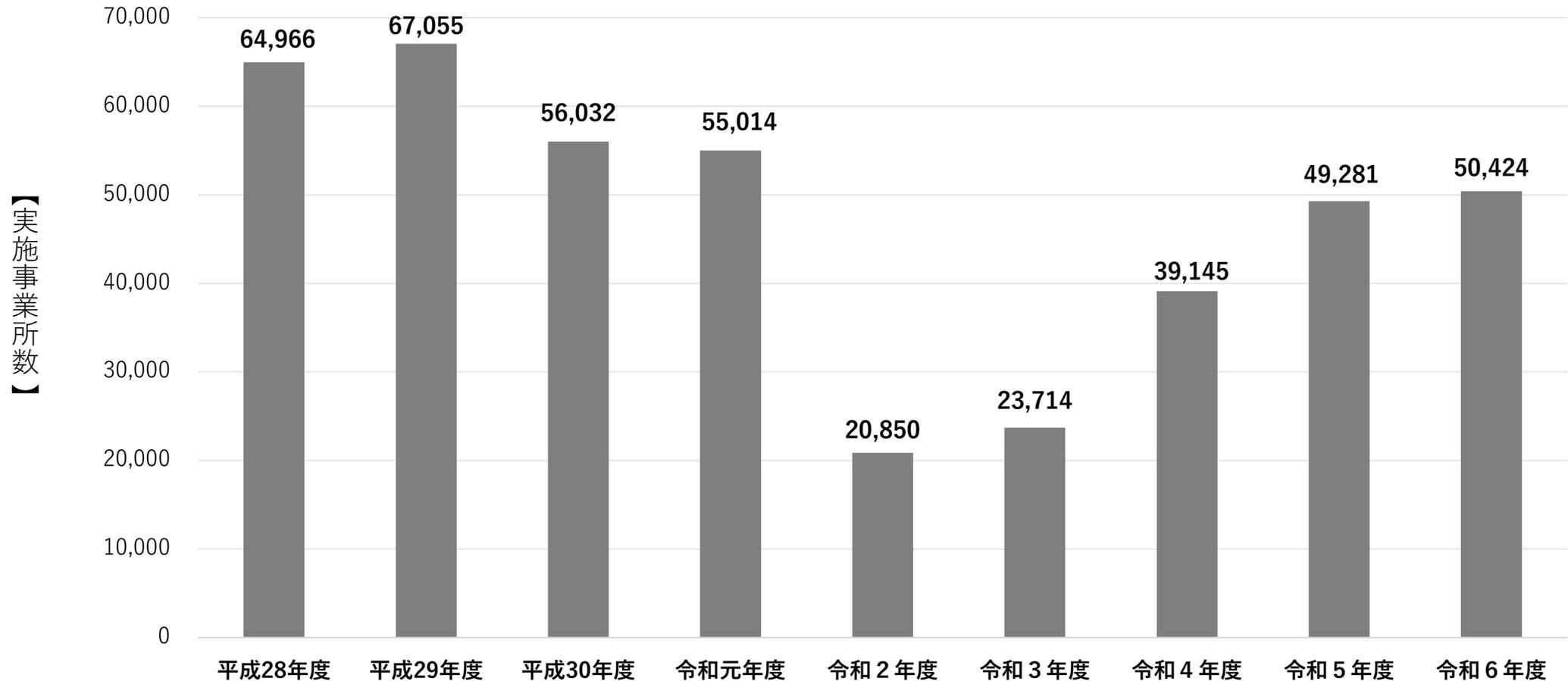
6 都道府県による市町村に対する指導状況【図10、(5)第1表】

管内の市町村(指定都市、中核市を除く)に対する指導を実施した都道府県数は、集団指導は24、個別の市町村に対する事務指導は18、介護保険施設等に対する合同指導は10となっている。

全て又は一部の形態の指導を実施している都道府県がある一方で、いずれの形態の指導も実施していない県が19箇所認められる。

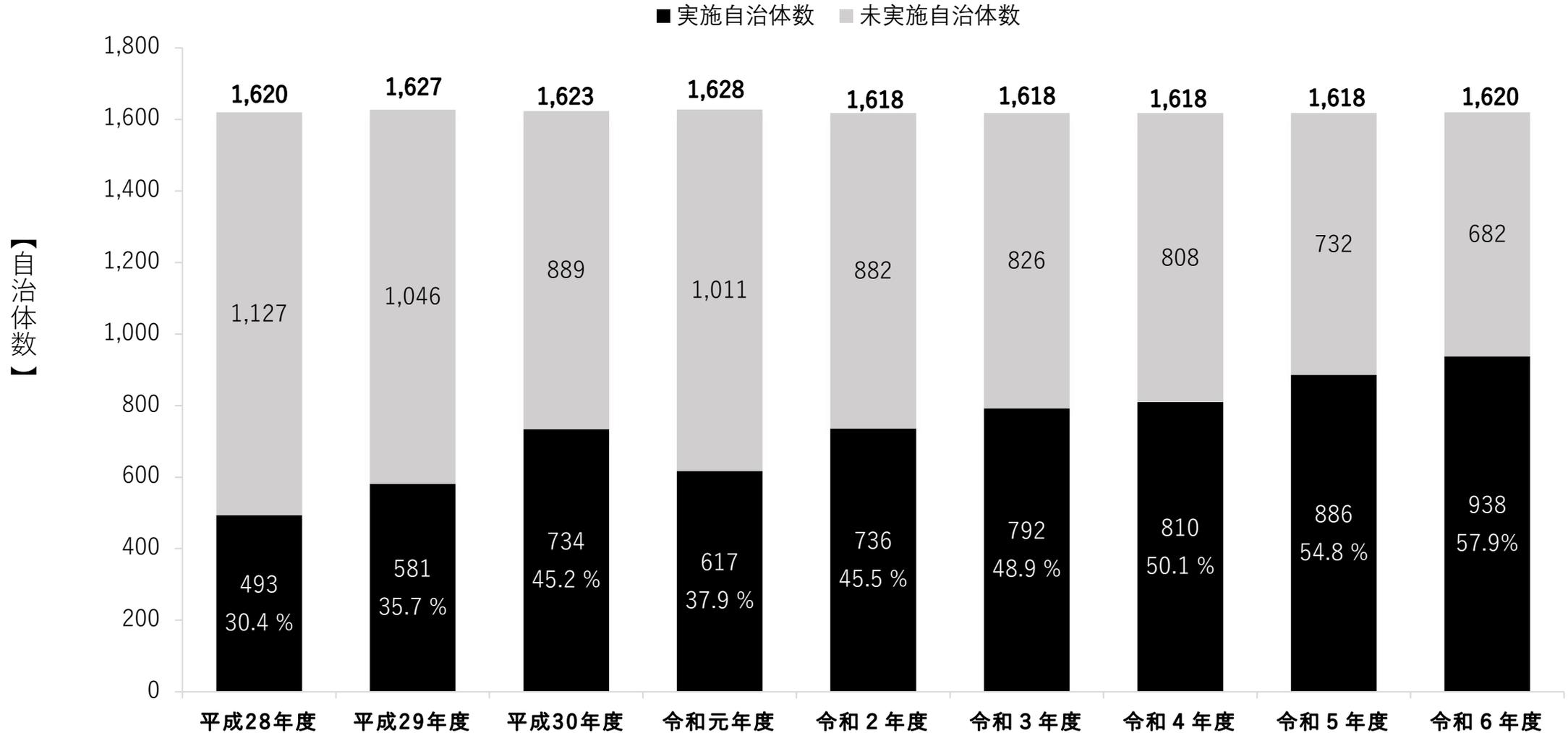
実施していない場合の理由としては、いずれの指導形態についても、当該年度は計画が無かったためが半数以上を占めている。

図1. 運営指導の実施事業所数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)



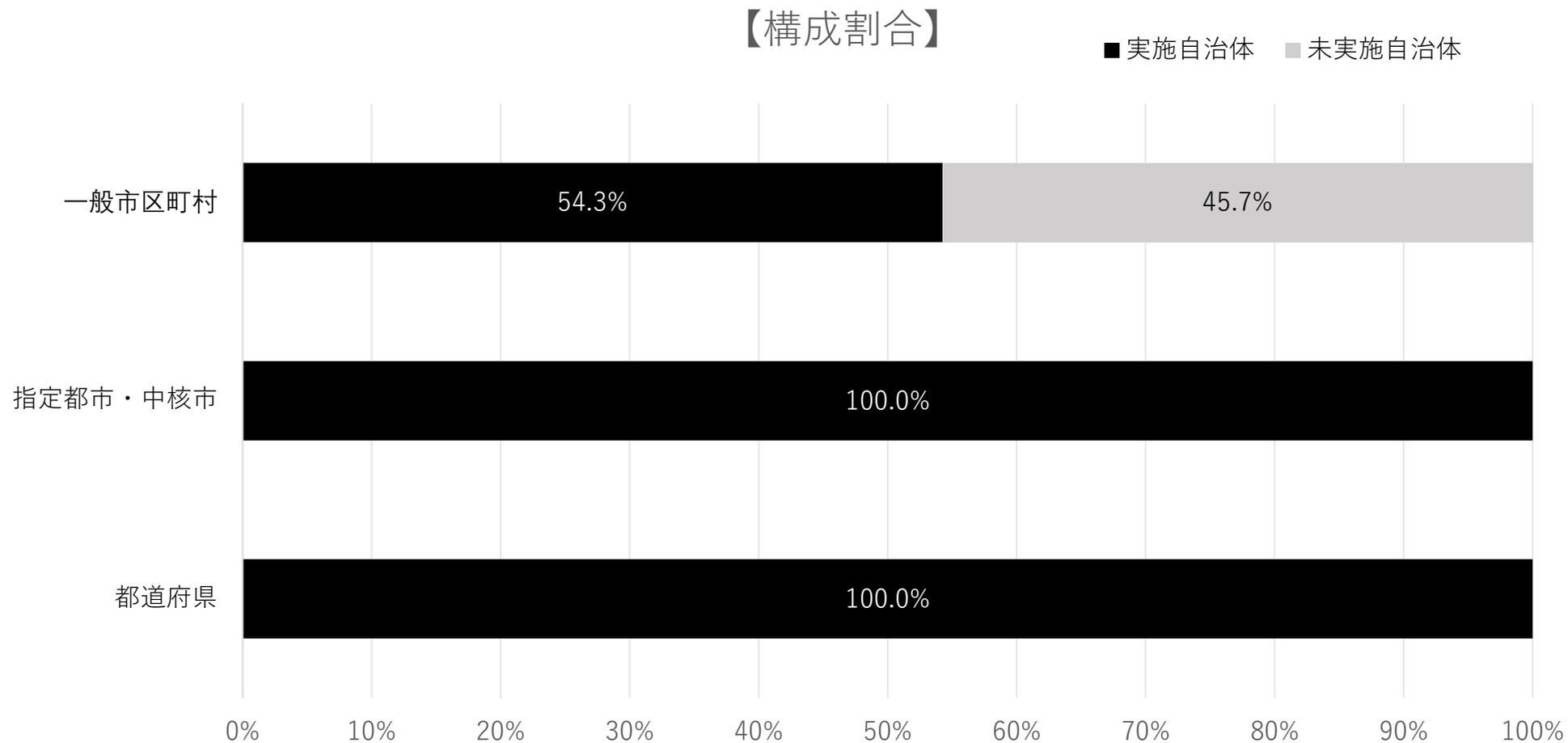
注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

図2-1. 集団指導実施自治体数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)



注：自治体数は都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

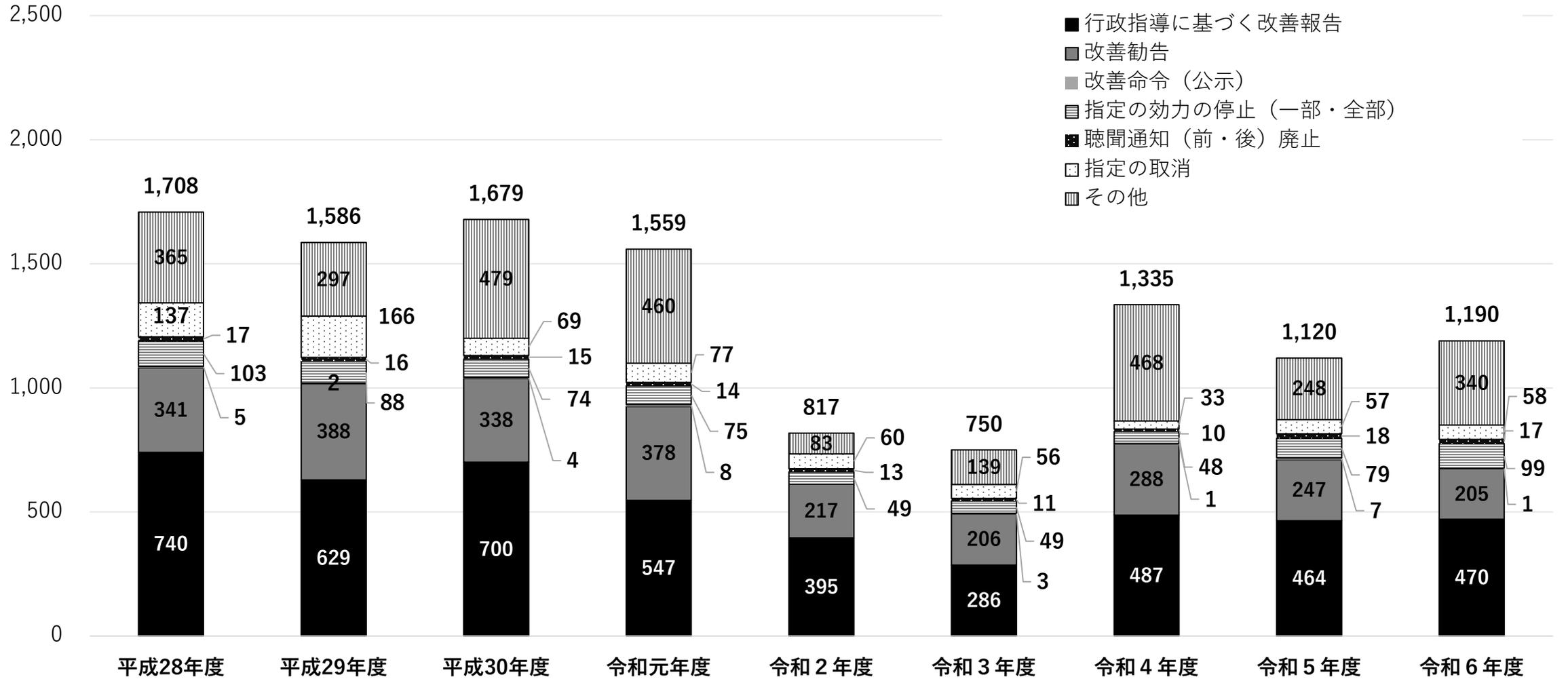
図2-2. 都道府県、指定都市・中核市、市区町村別に見た 集団指導実施状況(令和6年度)



注：一般市区町村、指定都市・中核市、都道府県それぞれの自治体数(広域連合を含む)を100としたときの割合である。

図3. 監査実施事業所数の年次推移【監査結果別】 (平成28年度～令和6年度)

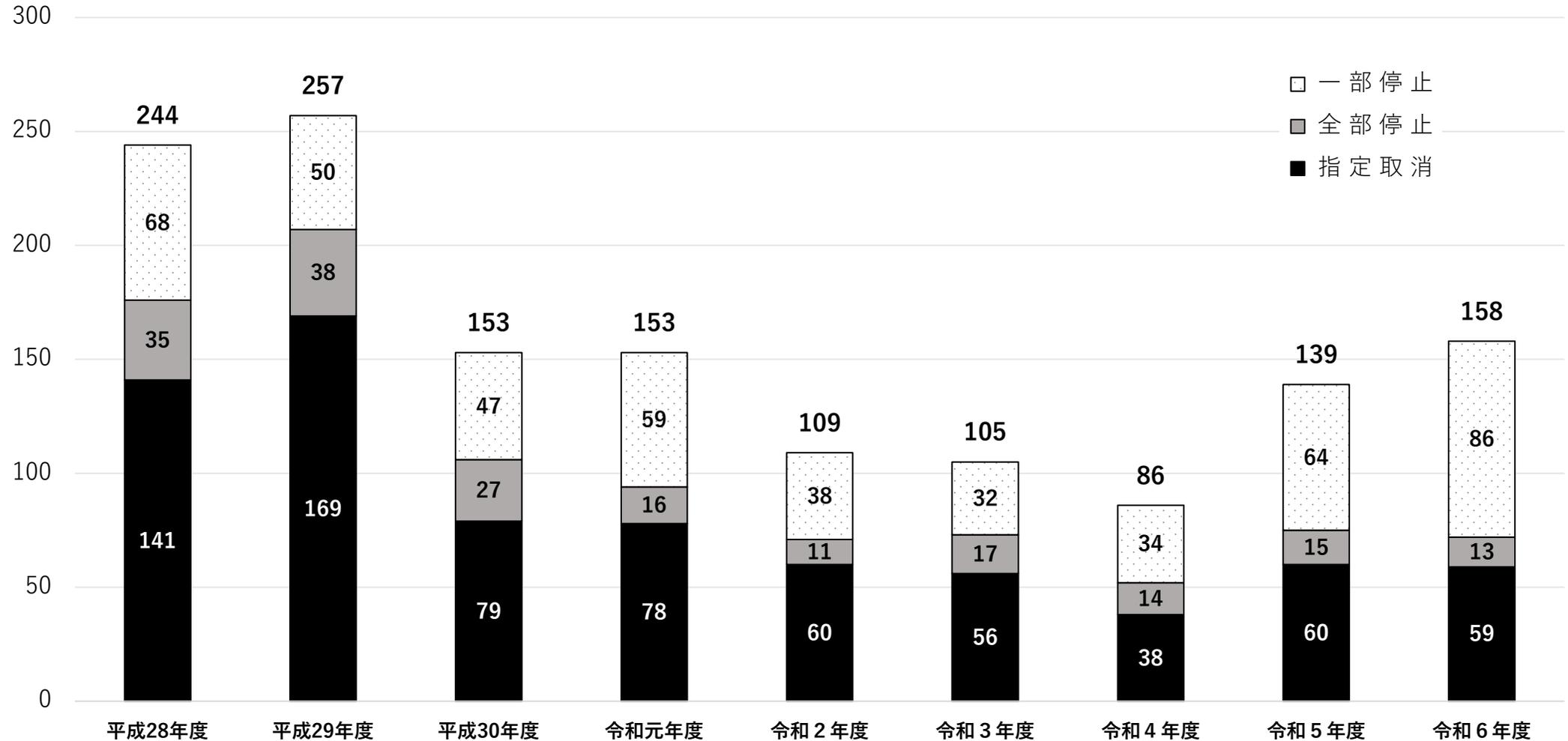
【監査実施数】



注： 1) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

図4-1. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数の年次推移 (平成28年度～令和6年度)

【施設・事業所数】



注：1) 指定取消件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

図4-2. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数内訳 【サービス別】(令和6年度)

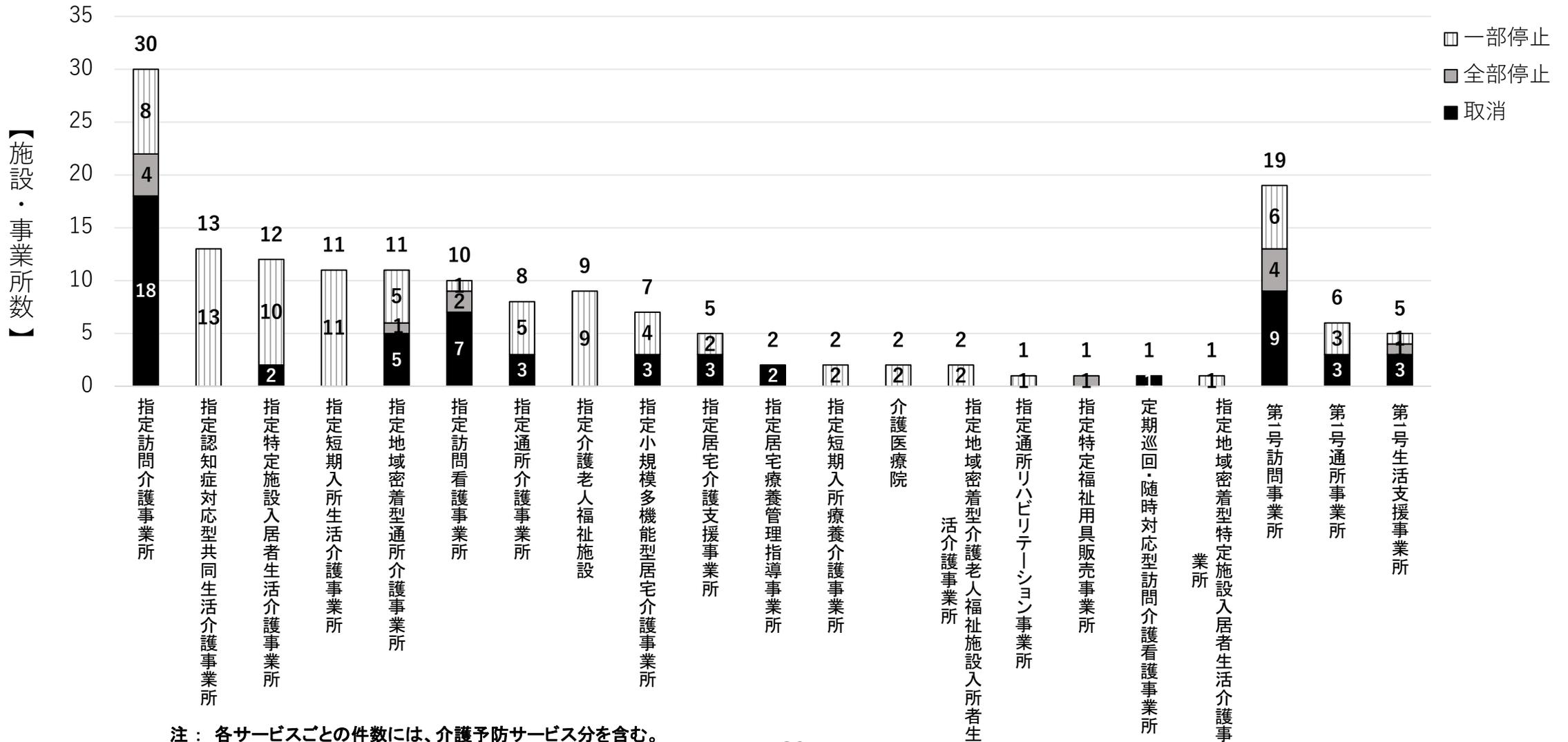
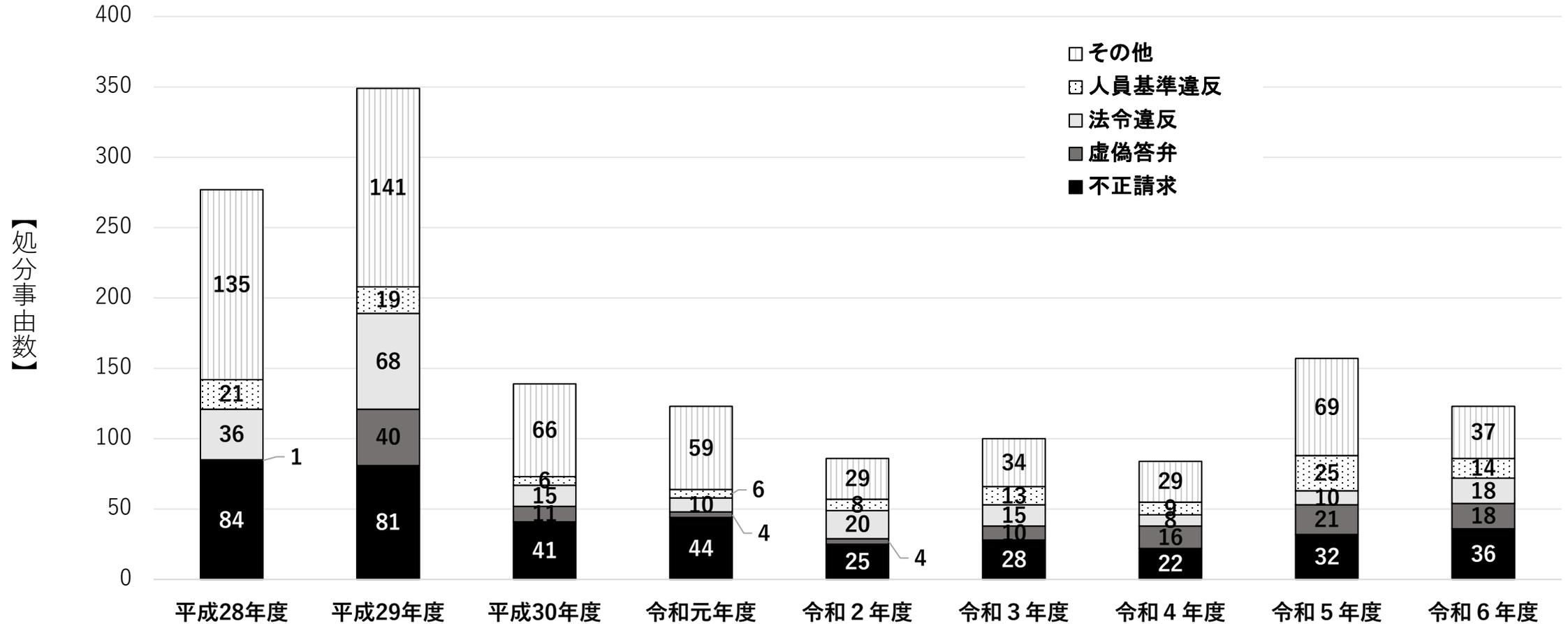
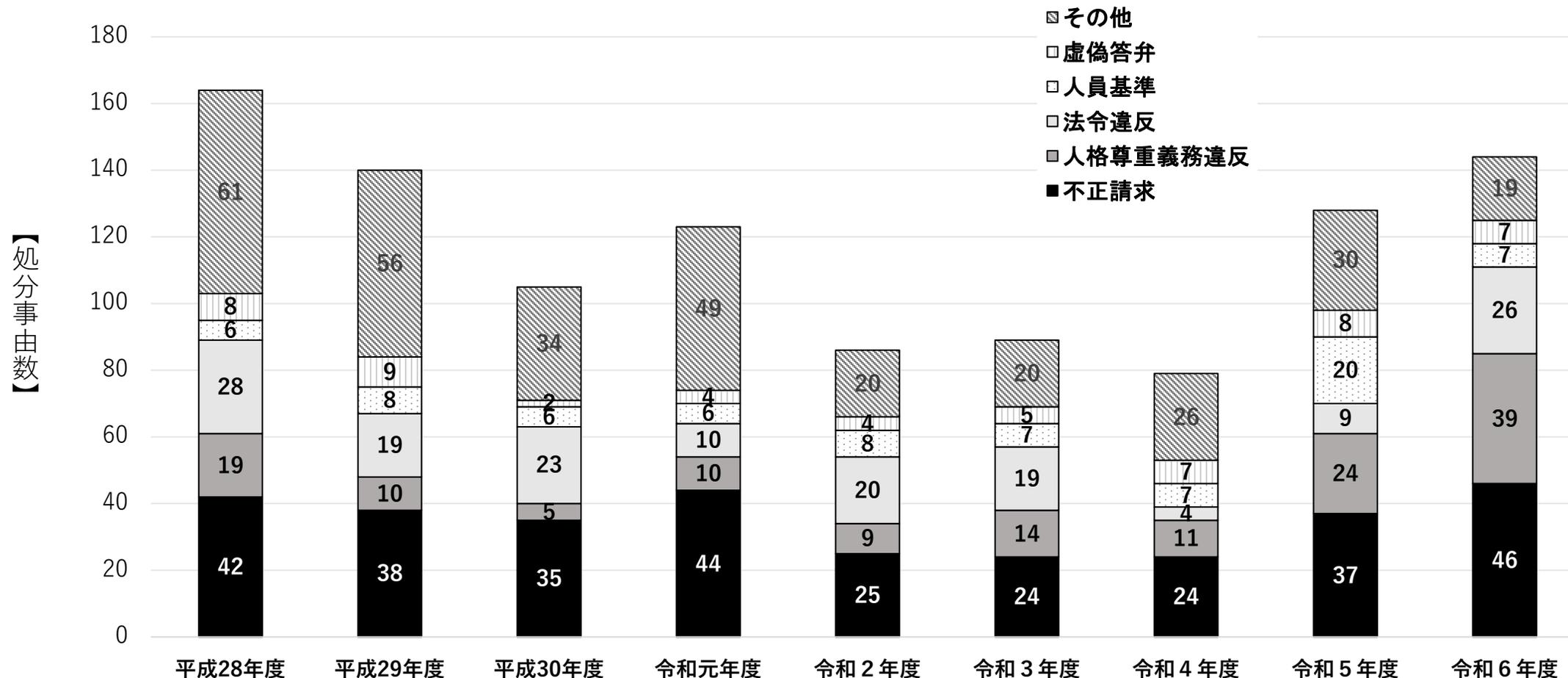


図5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



注： 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)

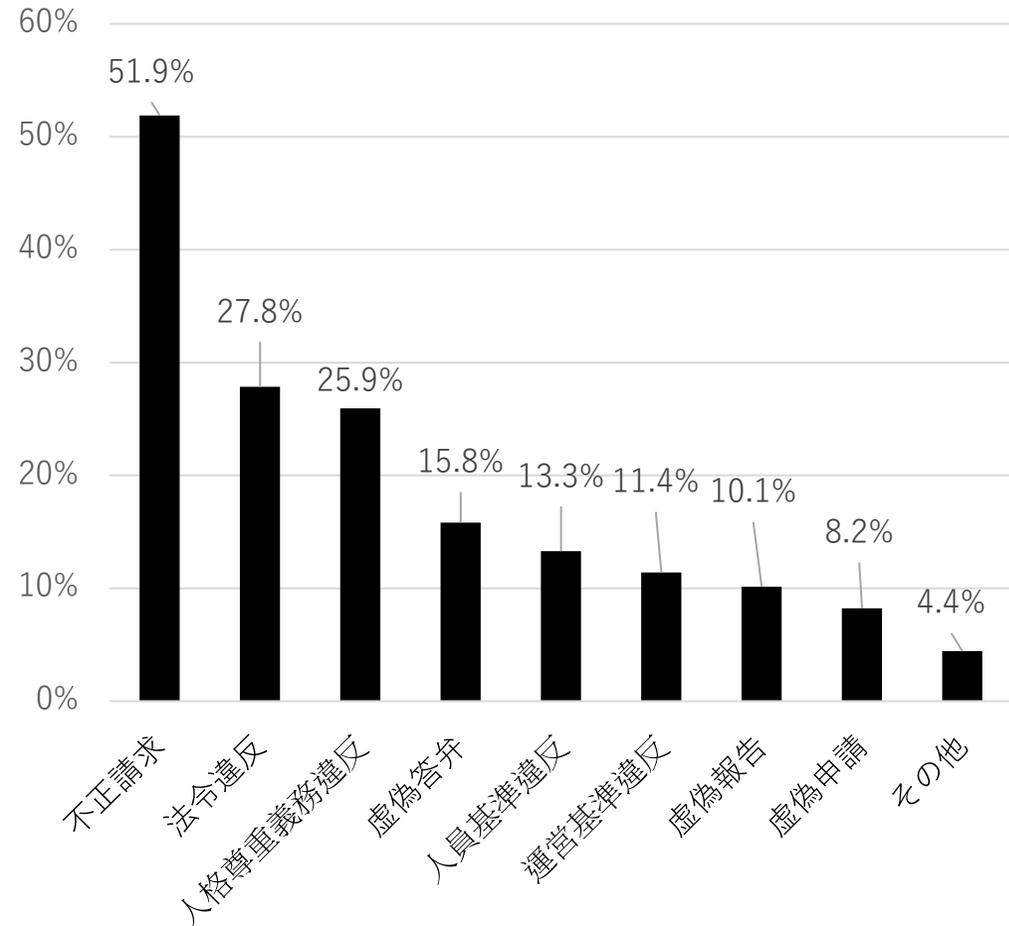


注：1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図7. 処分事由の適用状況(令和6年度)

○令和6年度の指定取消・効力の停止(一部・全部)のあった158事業所のうち、約5割は不正請求で処分されている。

	処分事由	件数	割合	(参考) 居宅サービスの条文
1	人員基準違反	21	13.3	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	18	11.4	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	41	25.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	82	51.9	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	16	10.1	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	25	15.8	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	13	8.2	第77条第1項第9号
8	法令違反	44	27.8	第77条第1項第10号
9	その他	7	4.4	



注: 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。

図8. 業務管理体制の整備に関する一般検査・特別検査数の
年次推移(平成28年度～令和6年度)

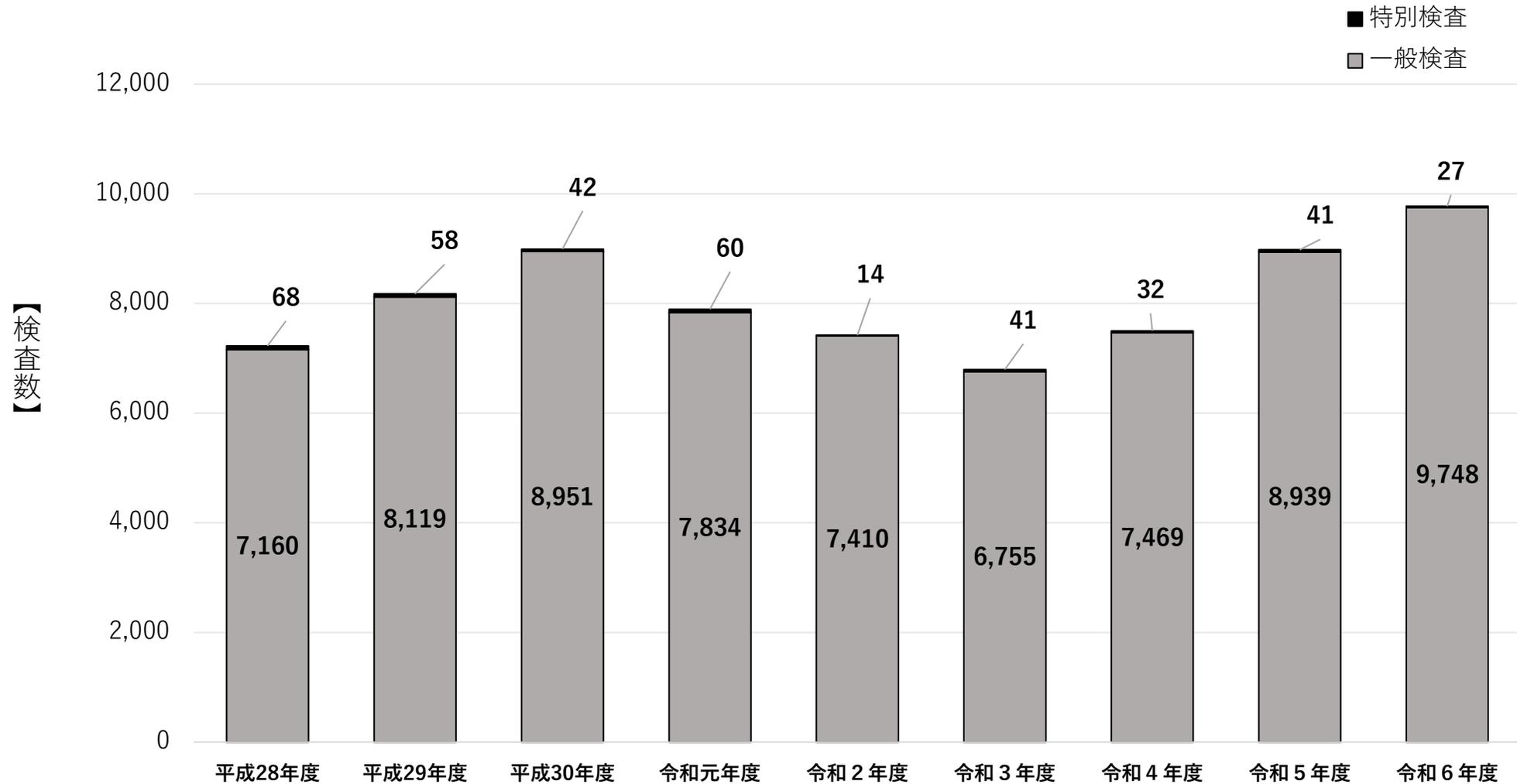


図9. 老人福祉施設に対する指導監査件数 (令和3年度～令和6年度)

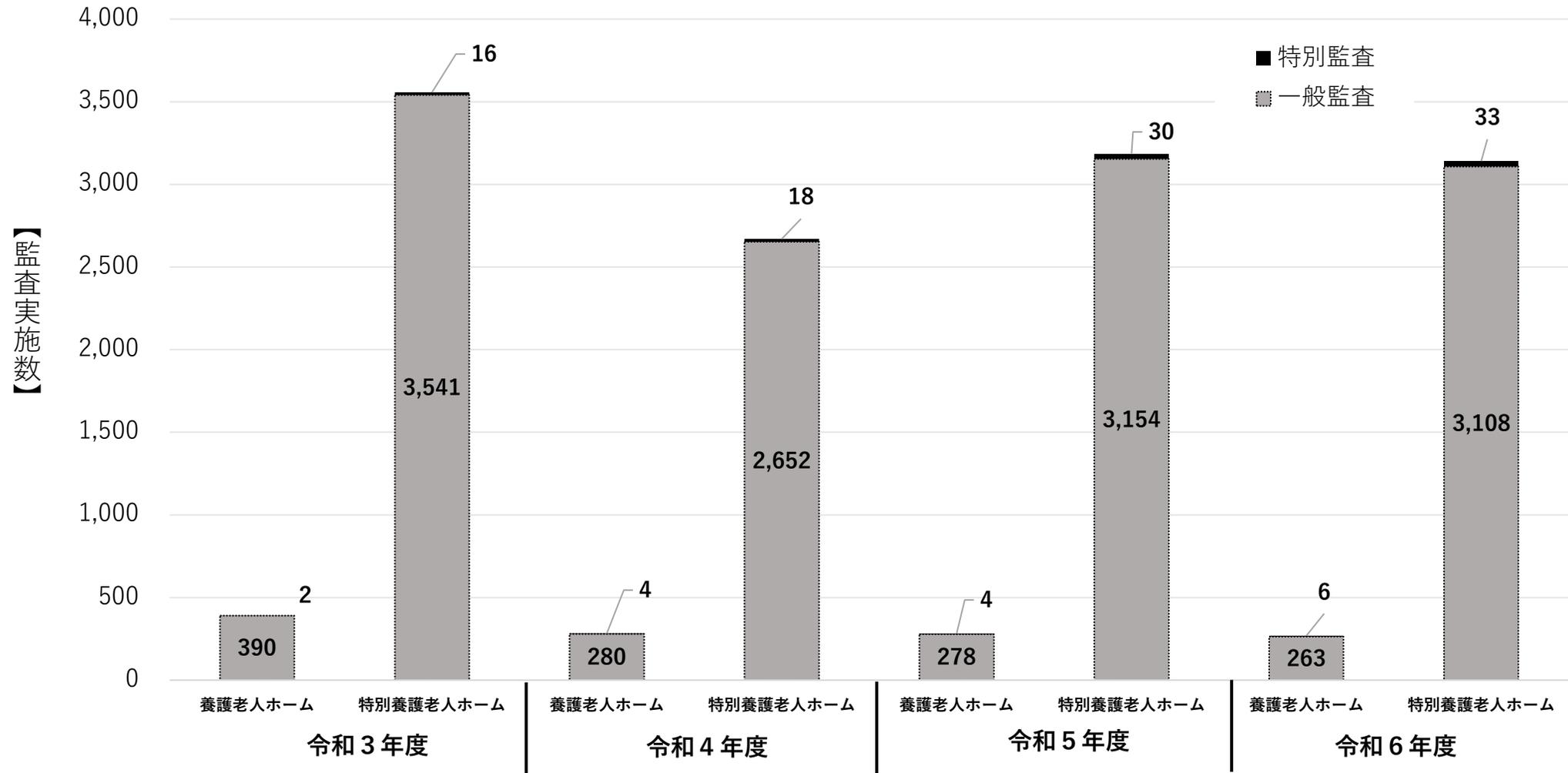
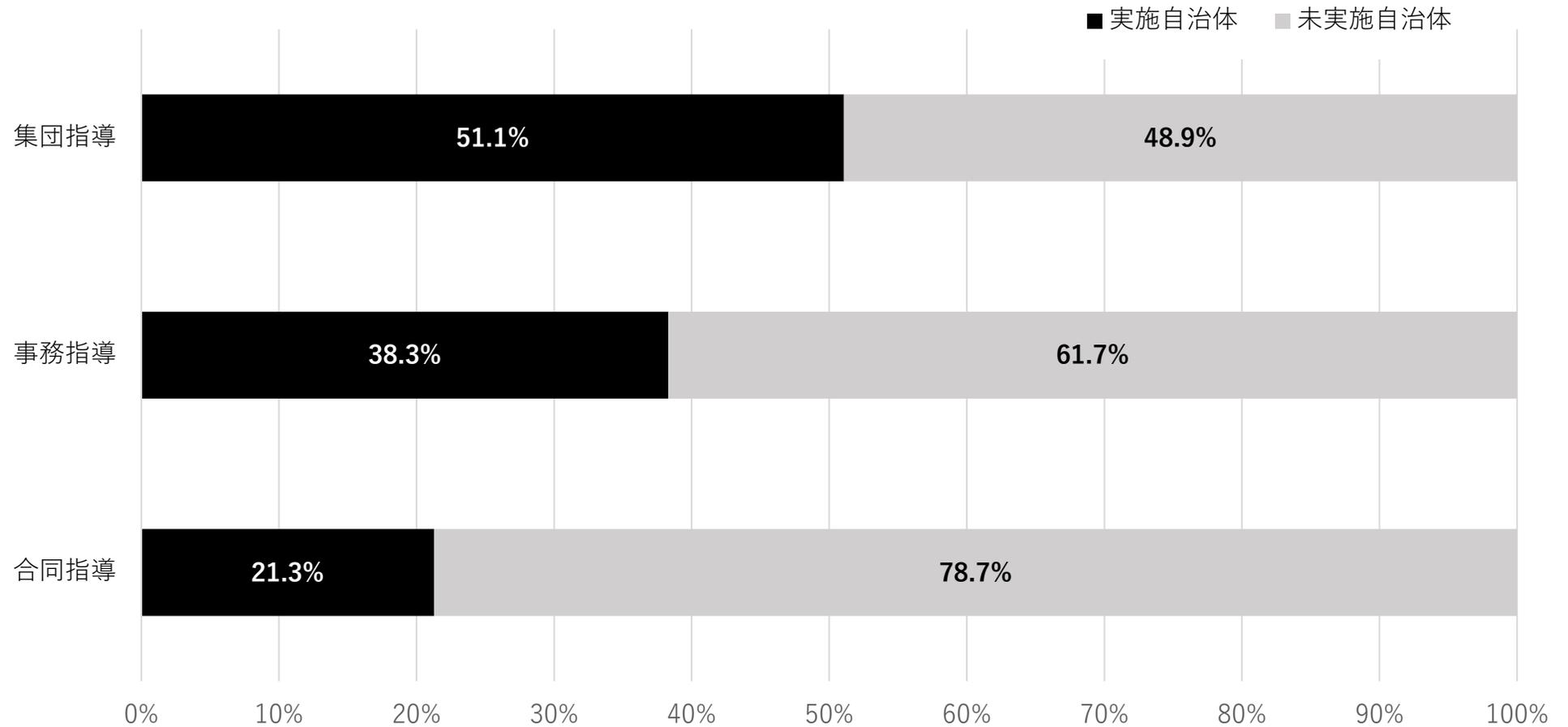


図10. 都道府県による市町村に対する指導の状況(令和6年度)

【構成割合】



(1) 令和6年度の指導・監査・指定取消等の状況

- 第1表 令和6年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数
- 第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、
欠席事業所への対応別実施状況
- 第3表 令和6年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数
- 第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、
監査結果の指導・処分等件数
- 第5表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第6表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- 第7表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数
- 第8表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数
- 第9表 令和6年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

(1)第1表 令和6年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R6.4.1時点)	実施事業所数			
			うち無通告によるもの	うち改善報告を求めた事業所数	うち過誤調整を指示した事業所数	
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	37,681	5,462	27	2,848	389
	指定訪問入浴介護事業所	1,660	215	-	61	6
	指定訪問看護事業所	19,265	2,412	11	1,191	172
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,796	252	-	89	5
	指定居宅療養管理指導事業所	649	20	-	7	-
	指定通所介護事業所	25,032	3,979	11	2,075	245
	指定通所リハビリテーション事業所	1,575	381	-	158	14
	指定短期入所生活介護事業所	12,145	2,639	8	1,066	113
	指定短期入所療養介護事業所	1,165	420	1	183	15
	指定特定施設入居者生活介護事業所	6,116	1,183	13	446	69
	指定福祉用具貸与事業所	7,879	961	-	537	10
	指定特定福祉用具販売事業所	7,760	924	-	495	5
	サ ー ビ ス 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設	8,530	2,310	8	1,175
介護老人保健施設		4,255	1,067	7	560	119
介護医療院		928	237	-	134	30
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,504	192	-	56	2
	指定介護予防訪問看護事業所	18,398	2,309	11	1,076	104
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,674	234	-	74	3
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	575	25	-	11	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,697	363	-	130	12
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,472	2,322	6	874	68
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,111	376	-	148	7
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5,563	1,008	9	339	39
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,683	934	-	502	9
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,641	907	-	479	5	
	指定居宅介護支援事業所	37,351	5,974	57	2,760	791
	指定介護予防支援事業所	6,259	734	-	254	18
指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,505	239	2	116	17
	指定夜間対応型訪問介護事業所	236	28	-	5	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	3,623	518	2	224	42
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,725	1,052	7	544	99
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	15,199	2,898	29	1,458	285
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	439	75	-	38	5
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,648	618	8	314	66
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,155	211	2	137	30
	指定地域密着型通所介護事業所	20,452	3,359	28	2,074	362
着 型 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,336	437	2	179	22
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,111	804	5	418	65
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	14,217	2,345	15	1,125	191
合 計		311,010	50,424	269	24,360	3,658

注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	180,041	27,518	15.3
介護保険施設サービス	13,713	3,614	26.4
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	43,610	6,708	15.4
指定地域密着型サービス(予防含む)	73,646	12,584	17.1
合 計	311,010	50,424	16.2

(1)第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)					一般市区町村	
	集合 形式	資料配布 (紙・HP)	WEB 会議	動画 配信	その他 ¹⁾	資料をHP掲 載	資料を 郵送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ³⁾	管内 ³⁾ 自治体数	集団指導を 実施した 自治体数	
北海道	23	21	21	3	4	5	29			4	153	53
青森県	13	11		3		5	12			3	38	23
岩手県	6	6	5			1	5			1	23	12
宮城県	15	9	1	3		7	6			3	34	20
秋田県	1	6	2	1		5	1			2	21	8
山形県	11	7	2	2		2	9			1	34	16
福島県	4	4	1	1			5	1		1	56	7
茨城県	15	3	5	2		5	12	1		2	43	22
栃木県	11	8	2	1		6	6	1			24	15
群馬県	6	7	2		2	1	4	1	3		33	10
埼玉県	21	16	2	8	1	8	20	1	2		57	38
千葉県	15	18	11	3	2	11	19	1	2		51	31
東京都	13	14	8	16		20	10	7	5		61	38
神奈川県	9	9	1	13		12	5	1	2		29	24
新潟県	4	10	1	7	1	2	8		1		29	16
富山県	1	4	1	2		1	1		1		8	4
石川県	6	2	4	1		1	8		1		18	8
福井県	6	4	1			2	5		1		15	6
山梨県	12	17	1	4	2	9	7		3		26	23
長野県	9	12	8	2		4	13	1	1		61	22
岐阜県	17	7	3	2		4	6		4		35	23
静岡県	12	7	7	6		5	13		1		33	22
愛知県 ⁴⁾	21	10	3	9		13	15		4		39	32
三重県	11	10	6	7		8	9		5		25	21
滋賀県	8	5	4	3		5	9		2		18	15
京都府	6	8	1	1	1	3	7		1		25	14
大阪府	2	29		7		10		19	7		34	32
兵庫県	12	6	5	10		7	9	1	2		36	21
奈良県	10	3		1		5	5		2		38	10
和歌山県	2	4	1	4		3	1	1	1		29	6
鳥取県	3	2	1			1	2	1	1		16	4
島根県	7	6	5	1		4	1	1	1		10	9
岡山県	7	10	2	6	3	7	4	1	2		25	19
広島県	3	5	15	1	2	4	5				20	17
山口県	6	8	2	2	1	4	4		1		18	12
徳島県	5	5	2			3	3	1			23	9
香川県	5	1	2	1	1		4		2		16	5
愛媛県	6	2	1				4		2		19	8
高知県	8	3	1			1	5	2	1		29	10
福岡県	11	19	2	2		3	11	4	3		25	25
佐賀県	7	5		1		6	1	3			7	7
長崎県	3	1	2	1		2	1				17	4
熊本県	17	15	4	3		6	8	1	2		44	28
大分県	7	1	5	3		2	4	1	1		17	10
宮崎県	7	5	1	4		2	8				25	13
鹿児島県	23	8	4	3	1	4	22		2		42	29
沖縄県	5	3	2	3		6		1	1		12	8
都道府県計	432	376	160	153	21	225	346	52	85		1,491	809
(別 掲)	札幌市	○	○	○			○					
	仙台市		○									
	さいたま市		○				○					
	千葉市		○					○				
	横浜市		○		○		○					
	川崎市		○		○		○					
	相模原市				○		○					
	新潟市		○		○		○		○	○		
	静岡市		○				○					
	浜松市				○				○			
	名古屋市		○		○		○					
	京都市				○		○					
	大阪市		○		○		○		○			
	堺市				○						○	
	神戸市				○		○					
	岡山市	○					○					
	広島市				○		○					
	北九州市		○		○		○					
	福岡市		○				○				○	
	熊本市		○		○			○		○		
指定都市計	2	13	1	13	-	15	2	3	4			

(1)第2表 都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた集団指導の開催方法、欠席事業所への対応別実施状況

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	集団指導の開催方法(複数回答)					欠席事業所への対応方法(複数回答)			
	集合 形式	資料配布 (紙・HP)	WEB 会議	動画 配信	その他 ¹⁾	資料をHP掲 載	資料を 郵送	次年度以降 の実地指導 対象	その他 ²⁾
函館市	○								
旭川市		○				○	○		
青森市		○		○				○	
八戸市	○	○	○			○		○	
盛岡市		○				○			
秋田市	○	○				○			
山形市				○					
福島市		○						○	
郡山市		○				○			
いわき市				○		○		○	
水戸市		○	○			○		○	
宇都宮市		○				○			
前橋市		○				○			○
高崎市		○		○		○			
川越市		○				○			
川口市	○	○		○		○			
越谷市		○				○		○	
船橋市		○		○		○			○
柏市				○		○			
八王子市				○		○			
横須賀市				○		○			
富山市		○				○			
金沢市		○		○		○		○	
福井市		○				○			
甲府市	○	○				○			○
長野市		○		○		○			
松本市	○		○			○			
岐阜市	○	○	○	○		○			
豊橋市 (東三河広域連合)		○							
岡崎市		○				○			
一宮市		○		○					○
豊田市		○		○		○			
大津市	○					○			
豊中市		○		○		○			○
吹田市				○				○	
高槻市		○		○		○			
枚方市		○				○			
八尾市		○						○	
寝屋川市	○					○			○
東大阪市		○		○				○	
姫路市		○				○			
尼崎市				○		○			
明石市		○		○		○			
西宮市		○		○		○			
奈良市		○				○		○	
和歌山市		○						○	○
鳥取市	○	○		○		○			
松江市		○			○	○			
倉敷市		○		○		○			○
呉市	○		○			○			
福山市		○		○		○			
下関市		○		○		○			
高松市	○	○	○			○			
松山市	○					○			
高知市		○				○			
久留米市		○		○		○			
長崎市		○		○		○			
佐世保市		○				○			
大分市		○				○			○
宮崎市		○				○			
鹿児島市				○		○			
那覇市		○				○			
中核市計	13	48	6	28	1	52	1	12	9
総計	447	437	167	194	22	292	349	67	98

注: 1)開催方法の「その他」は、都道府県と共催、他市の集団指導に参加、事業所向けサイトに掲載等である。

2)欠席事業所への対応方法の「その他」は、資料をメールで送付、資料を窓口で配布等である。

3)広域連合は1自治体として計上している。

4)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

(1)第3表 令和6年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					指定取消 ²⁾
			行政指導に 基づく改善報 告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	133	48	28	-	8	4	18
	指定訪問入浴介護事業所	2	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	34	9	1	-	1	1	4
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	4	-	-	-	-	-	1
	指定通所介護事業所	63	30	8	-	5	-	3
	指定通所リハビリテーション事業所	9	3	3	-	1	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	57	26	11	-	7	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	7	5	1	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	29	25	9	-	5	-	1
	指定福祉用具貸与事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	9	3	-	-	-	1	-
施設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	100	51	27	1	9	-	-
	介護老人保健施設	35	25	9	-	-	-	-
	介護医療院	4	1	2	-	2	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	20	5	-	-	-	1	3
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	4	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	3	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	35	20	6	-	4	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	6	5	-	-	1	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	13	8	5	-	5	-	1
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	9	3	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	102	26	18	-	2	-	3
	指定介護予防支援事業所	13	1	3	-	-	-	-
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9	3	3	-	-	-	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	9	1	1	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	24	11	7	-	2	-	2
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	120	46	19	-	8	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	5	2	3	-	1	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	30	16	6	-	2	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	8	2	1	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	60	25	8	-	5	1	5
	サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	8	-	1	-	-	-
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		12	6	2	-	2	-	1
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		65	22	10	-	5	-	-
日 常 介 護 予 防 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	69	18	7	-	6	4	9
	第1号通所事業所	42	15	4	-	3	-	3
	第1号生活支援事業所	15	3	-	-	1	1	3
	第1号介護予防支援事業所	2	-	1	-	-	-	-
合 計		1,190	470	205	1	86	13	59

注：1)立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2)指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

(1)第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
北海道	77	20	17	-	4	-	-	-	-
青森県	5	-	1	-	-	-	-	-	-
岩手県	3	-	1	-	1	-	-	-	-
宮城県	13	8	3	-	-	-	-	-	-
秋田県	8	6	2	-	1	-	-	-	-
山形県	1	1	-	-	1	-	-	-	-
福島県	10	3	4	-	1	-	-	-	-
茨城県	12	9	4	-	2	-	-	-	2
栃木県	10	8	2	-	1	-	-	-	-
群馬県	10	2	3	-	2	-	-	-	1
埼玉県	5	1	-	-	-	-	-	-	4
千葉県	22	5	10	-	-	-	-	-	-
東京都	38	17	1	-	-	-	5	1	2
神奈川県	13	4	-	-	4	-	-	-	-
新潟県	3	6	-	-	2	-	-	-	-
富山県	15	7	1	-	2	-	-	-	-
石川県	35	2	1	-	-	-	-	-	-
福井県	1	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	23	5	-	-	5	-	-	-	1
長野県	6	2	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	33	4	7	-	-	-	-	-	-
静岡県	2	2	-	-	-	-	-	-	-
愛知県 ⁴⁾	9	2	2	-	3	-	1	-	1
三重県	5	3	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	15	4	4	-	5	-	-	-	-
京都府	4	1	4	-	-	-	-	-	-
大阪府	19	3	-	-	-	-	1	-	4
兵庫県	21	13	1	-	4	-	1	-	2
奈良県	44	2	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	16	1	4	-	-	2	-	-	1
鳥取県	4	4	1	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	33	15	4	-	8	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	3	1	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	11	4	2	-	-	-	-	-	4
香川県	13	9	1	-	-	-	-	-	-
愛媛県	7	1	1	-	-	-	-	-	-
高知県	3	1	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	7	-	1	-	2	-	-	-	3
佐賀県	6	5	1	-	-	2	-	-	-
長崎県	9	2	-	-	3	-	-	-	1
熊本県	16	2	7	-	3	-	-	-	-
大分県	3	-	-	-	1	-	-	-	2
宮崎県	7	4	-	-	1	-	-	-	-
鹿児島県	15	12	-	-	1	-	-	-	1
沖縄県	14	10	8	-	-	-	1	-	-
都道府県計	629	211	98	-	57	4	9	1	29
(別 掲)	札幌市	40	24	14	-	-	-	-	-
	仙台市	10	2	3	-	-	-	-	-
	さいたま市	5	-	-	-	2	-	-	-
	千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
	横浜市	8	2	2	-	-	2	-	-
	川崎市	70	18	26	-	8	-	-	-
	相模原市	1	1	-	-	-	-	-	-
	新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
	名古屋市	50	52	-	-	-	-	-	-
	京都市	4	3	-	-	-	-	-	-
	大阪市	50	11	1	-	3	-	-	9
	堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
	神戸市	56	40	5	-	-	-	-	-
	岡山市	6	6	-	-	-	-	-	-
	広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
	北九州市	1	1	-	-	-	-	-	-
	福岡市	12	5	-	-	-	3	4	-
	熊本市	4	4	-	-	2	-	-	2
指定都市計	317	169	51	-	15	5	4	-	11

(1)第4表 令和6年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和6年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
函館市	4	-	2	-	1	-	-	-	-
旭川市	32	8	3	-	4	-	-	-	-
青森市	3	3	-	-	-	-	-	-	-
八戸市	5	-	-	1	-	-	-	-	-
盛岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形市	4	4	-	-	-	-	-	-	-
福島市	2	-	1	-	-	-	-	-	-
郡山市	1	-	1	-	-	-	-	-	-
いわき市	2	2	5	-	-	-	-	-	-
水戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇都宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高崎市	3	2	-	-	3	-	-	-	-
川越市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川口市	-	-	-	-	2	-	-	-	-
越谷市	12	9	-	-	-	-	-	-	-
船橋市	16	8	4	-	-	-	-	-	-
柏市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山市	4	-	2	-	1	-	-	-	-
金沢市	-	3	-	-	-	-	-	-	-
福井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松本市	7	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜市	3	4	-	-	-	-	-	-	-
豊橋市 (東三河広域連合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮市	2	1	1	-	-	-	-	-	-
豊田市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
大津市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
豊中市	3	-	-	-	-	-	-	-	-
吹田市	9	-	7	-	-	-	-	-	1
高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	2
枚方市	5	-	-	-	-	2	-	-	-
八尾市	3	-	2	-	2	-	1	-	-
寝屋川市	2	-	-	-	-	-	-	-	-
東大阪市	9	-	7	-	-	2	-	-	3
姫路市	20	14	4	-	1	-	-	-	2
尼崎市	13	8	1	-	-	-	-	-	-
明石市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
西宮市	6	2	-	-	-	-	-	-	2
奈良市	2	-	-	-	-	-	-	-	2
和歌山市	24	3	5	-	-	-	-	-	-
鳥取市	11	7	2	-	-	-	2	-	-
松江市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倉敷市	4	2	4	-	-	-	-	-	-
呉市	3	2	-	-	-	-	-	-	-
福山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下関市	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高松市	2	2	2	-	-	-	-	-	-
松山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米市	6	-	1	-	-	-	-	-	-
長崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐世保市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島市	10	3	1	-	-	-	-	-	2
那覇市	4	3	1	-	-	-	-	-	-
中核市計	244	90	56	1	14	4	3	-	18
総計	1,190	470	205	1	86	13	16	1	58

注：1)立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2)監査の結果、行政処分を行うために聴聞通知等を発出しようとしていたが、発出前に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

3)聴聞通知等を発出した日から実際に処分をする間に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

4)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

(1)第5表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	8	4	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	施設 サ ービ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-
介護老人保健施設		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
介護医療院		2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定居宅介護支援事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	-	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
介 護 予 防 サ ー ビ ス 密 着 型	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	6	4	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	3	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		86	13	45	11	-	-	10	-	29	-	-	-	2	2
		99		56		-		10		29		-		4	

(1)第6表 令和6年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	18	17	-	-	-	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	4	4	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	2	-	-	1	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	3	-	-	-	-	2	
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	1	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	8	7	-	-	-	-	1
	第1号通所事業所	3	1	-	-	1	-	1
	第1号生活支援事業所	4	4	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合計		59	49	1	2	2	-	5

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

(1) 第7表 令和6年度介護サービスの種類別に応じた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		指定の効力の停止件数			効力の停止事由(複数回答)																	
					人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった		設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった		要介護者の人格を尊重する義務に違反した		介護給付費の請求に関して不正があった		帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした		質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた		不正の手段により指定を受けた		介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した		その他	
					(根拠条文例) 第77条第1項																	
					第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外	
		総数	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部		
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	12	8	4	-	-	1	-	2	1	5	3	-	-	1	-	-	-	1	1	1	
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定訪問看護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定通所介護事業所	5	5	-	2	-	-	-	-	-	5	-	1	-	1	-	-	-	-	-	3	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	7	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	5	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	8	8	-	-	-	-	-	7	-	3	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-	
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	2	2	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	4	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	5	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定居宅介護支援サービス	指定居宅介護支援事業所	2	2	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	8	-	1	-	1	-	4	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	2	2	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定地域密着型通所介護事業所	6	5	1	1	-	1	-	1	-	4	1	3	-	2	-	1	-	1	-	-		
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	5	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	10	6	4	-	-	-	-	1	-	3	1	-	-	1	-	-	-	2	3	-	1
	第1号通所事業所	3	3	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
	第1号生活支援事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		99	86	13	7	-	5	-	36	3	40	6	6	-	7	-	2	-	21	5	4	2

注：複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

(1)第8表 令和6年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類	指定取消件数	取消事由(複数回答)									
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他	
		(根拠条文例) 第77条第1項									
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	18	2	4	-	14	2	4	5	5	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	4	2	3	-	3	2	3	1	1	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	-	-	1	3	1	1	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施設介護サービス保険	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	3	1	2	-	2	1	2	1	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所	3	-	1	-	2	-	1	1	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	5	3	1	-	4	2	3	1	-	1	
型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	-	1	2	-	1	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	8	2	-	-	1	-	-	-	7	-
	第1号通所事業所	3	2	-	-	2	1	1	1	1	-
	第1号生活支援事業所	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	59	14	13	2	36	10	18	11	18	1	

注:複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

(1)第9表 令和6年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止			
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	12	5	3	-	-	2	1	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	1	-	-	-	1	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	5	3	2	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	4	2	-	1	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5	2	2	-	1	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	-	-	-	1	-	-	-
指 定 施 設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	8	5	2	-	1	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	2	1	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	4	3	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	5	2	2	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	8	1	7	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	6	3	2	-	-	-	1	-	-
指 定 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2	-	1	-	1	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	5	-	5	-	-	-	-	-	-
介 護 支 援 総 合 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	10	3	3	-	-	2	1	-	1
	第1号通所事業所	3	1	2	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	2	-	1	-	-	1	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		99	39	41	-	6	8	3	-	2

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成28年度～令和6年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成28年度～令和6年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成28年度～令和6年度)

(2)第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成28年度～令和6年度)

都道府県名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
北海道	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	5	1	3	2	4	-	9	-
青森県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
宮城県	1	-	-	-	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	1	-
山形県	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	5	-	1	-
福島県	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	2	1	-	-	3	-	1	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-
栃木県	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
群馬県	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	-	-	1	-	-	-	5	-
埼玉県	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	2	-	-	-	-	-	4	-
千葉県	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-
神奈川県	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	2	1	-	-	1	-	12	2
新潟県	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	5	-	2	-	2	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
石川県	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	5	-
長野県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-
静岡県	1	4	-	3	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	2	-	1	-	2	-	3	-
三重県	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	-
京都府	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	2	2	-	4	9	3	5	4
兵庫県	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	1	3	3	-	4	2	5	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
和歌山県	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	2
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-
島根県	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	1	1	3	-	8	-
広島県	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-
山口県	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
香川県	2	4	8	6	3	1	1	-	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
高知県	1	2	-	-	-	1	-	-	4	-	1	1	1	-	2	2	-	-
福岡県	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	2	3
佐賀県	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	2
長崎県	7	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2	3	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	4	-	5	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
宮崎県	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	1	-
鹿児島県	-	2	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-
沖縄県	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	32	17	34	14	64	15	86	13
	103		88		74		75		49		49		48		79		99	

注:1)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

2)介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

(2)第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成28年度～令和6年度)

都道府県名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
北海道	5	-	1	4	-	10	1	1	-
青森県	4	-	-	3	-	-	-	-	-
岩手県	2	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	1	3	-	-	1	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	3	-	-	-	-
山形県	-	3	-	-	-	2	-	1	-
福島県	-	2	-	4	3	2	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	2
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	3	11	1	2	4	2	1	6	1
埼玉県	4	13	4	2	-	2	-	-	4
千葉県	-	-	1	-	2	-	4	-	-
東京都	5	-	5	8	-	-	-	5	5
神奈川県	10	14	1	-	-	-	-	-	-
新潟県	1	-	2	2	4	1	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	1	-	-	1	2	-
福井県	-	-	-	2	-	-	-	-	-
山梨県	-	2	-	1	-	1	-	5	1
長野県	-	-	-	-	-	4	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	4	7	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	14	8	2	2	3	2	10	7	1
三重県	-	-	-	-	-	1	2	-	-
滋賀県	-	-	-	4	-	3	1	-	-
京都府	2	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	34	48	16	11	14	2	8	13	19
兵庫県	1	5	13	3	6	1	7	1	8
奈良県	4	3	-	4	-	6	-	-	2
和歌山県	3	4	3	3	3	2	-	6	1
鳥取県	5	3	-	-	-	-	-	-	-
島根県	2	2	1	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	3	-	-	-	14	-	-	-
広島県	9	10	-	5	4	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-	1	-
徳島県	3	-	5	8	3	-	2	1	4
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	1	-	1	-
高知県	-	12	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	7	13	14	2	5	-	-	3	3
佐賀県	2	-	-	-	-	-	-	4	-
長崎県	7	-	-	-	-	-	-	-	1
熊本県	4	-	7	2	-	-	-	2	2
大分県	-	-	1	-	5	-	-	-	2
宮崎県	5	-	-	1	-	-	1	-	-
鹿児島県	-	3	2	4	-	-	-	1	3
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	141	169	79	78	60	56	38	60	59

注: 1) 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。
3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

(2) 第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成28年度～令和6年度)

(令和6年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等 事業所数	2) 返還対象 延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成28年度	244	219	743	482	158	103
平成29年度	257	252	806	555	231	7
平成30年度	153	207	980	497	299	160
令和元年度	153	217	543	297	162	82
令和2年度	109	124	452	308	41	103
令和3年度	105	101	473	184	149	140
令和4年度	86	112	384	266	10	109
令和5年度	139	121	567	236	7	324
令和6年度	158	178	1,153	457	0	696

- 注: 1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。
- 2) 1つの介護サービス事業所に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。
- 3) 返還請求額には、加算金の額を含む。
- 4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1.業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	150	151	156	159	165	166	175	197	197
都道府県所管	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549	43,427	43,892	43,892	43,301
指定都市所管	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923	14,536	15,231	16,256	16,575
中核市所管	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005	11,727	12,727	12,780	13,302
指定都市・中核市 以外の市町村所管	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555	3,265	3,401	3,810	3,914
合計	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197	73,121	75,426	76,935	77,289

2.業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	3 (-)	22 (1)	18 (-)	29 (1)	199 (9)
都道府県所管	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	3,685 (366)	3,723 (236)	5,036 (159)	5,400 (86)	46,017 (2,099)
指定都市・中核市所管	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	2,938 (63)	3,534 (78)	3,649 (137)	4,052 (118)	24,164 (937)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	129 (10)	190 (12)	236 (22)	267 (13)	2,005 (328)
合計	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	6,755 (439)	7,469 (327)	8,939 (318)	9,748 (218)	72,385 (3,373)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3.業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	1 (1)	2 (2)	10 (10)
都道府県所管	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	16 (12)	19 (15)	22 (16)	15 (11)	221 (144)
指定都市・中核市所管	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	21 (10)	4 (2)	17 (10)	9 (3)	111 (55)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	2 (2)	9 (3)	1 (1)	1 (-)	41 (7)
合計	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	41 (26)	32 (20)	41 (28)	27 (16)	383 (216)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

(3) 第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (R6.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	59	48	-	4	4	-	3
	中	95	81	-	4	8	-	2
	小	43	32	2	2	2	-	5
	合計	197	161	2	10	14	-	10
(2)都道府県所管	大	33	16	-	1	15	-	1
	中	1,253	413	8	208	550	7	67
	小	42,015	28,228	1,917	3,979	5,453	1,074	1,364
	合計	43,301	28,657	1,925	4,188	6,018	1,081	1,432
(3)指定都市所管	大	1	-	-	-	1	-	-
	中	120	18	1	20	72	1	8
	小	16,454	13,227	618	1,228	927	35	419
	合計	16,575	13,245	619	1,248	1,000	36	427
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	96	8	-	24	54	-	10
	小	13,206	10,058	512	1,170	1,112	26	328
	合計	13,302	10,066	512	1,194	1,166	26	338
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	25	19	1	3	1	-	1
	中	30	13	-	3	10	-	4
	小	3,859	2,805	333	172	372	50	127
	合計	3,914	2,837	334	178	383	50	132
総合計 (1)～(5)	大	118	83	1	8	21	-	5
	中	1,594	533	9	259	694	8	91
	小	75,577	54,350	3,382	6,551	7,866	1,185	2,243
	総計	77,289	54,966	3,392	6,818	8,581	1,193	2,339

(3)第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業者数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R6.4.1現在)	計画上の事業者数(令和6年度)	令和6年度に一般検査を実施した事業者数							
				うち書面検査		うち実地検査		うちオンライン検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数(a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数(b)	(C)	うち改善報告を求めた事業者数(c)	(A)+(B)+(C)	(a)+(b)+(c)
(1)厚生労働省所管	大	59	11	11	-	-	-	-	-	11	-
	中	95	12	-	-	6	-	6	1	12	1
	小	43	6	-	-	4	-	2	-	6	-
	(合計)	197	29	11	-	10	-	8	1	29	1
(2)都道府県所管	大	33	9	5	-	11	-	-	-	16	-
	中	1,253	137	94	3	80	-	-	-	174	3
	小	42,015	4,982	3,126	78	2,083	5	1	-	5,210	83
	(合計)	43,301	5,128	3,225	81	2,174	5	1	-	5,400	86
(3)指定都市所管	大	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	120	18	14	-	5	1	1	-	20	1
	小	16,454	2,114	1,737	36	152	2	114	-	2,003	38
	(合計)	16,575	2,132	1,751	36	157	3	115	-	2,023	39
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	96	18	13	-	3	-	-	-	16	-
	小	13,206	2,177	1,400	42	613	37	-	-	2,013	79
	(合計)	13,302	2,195	1,413	42	616	37	-	-	2,029	79
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小	3,859	260	143	2	124	11	-	-	267	13
	(合計)	3,914	260	143	2	124	11	-	-	267	13
総合計(1)~(5)	大	118	20	16	-	11	-	-	-	27	-
	中	1,594	185	121	3	94	1	7	1	222	5
	小	75,577	9,539	6,406	158	2,976	55	117	-	9,499	213
	(総計)	77,289	9,744	6,543	161	3,081	56	124	1	9,748	218

(3)第3表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和6年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和6年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	2	2	-	-	2
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	2	2	-	-	2
(2)都道府県所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	15	7	4	-	11
	(合計)	15	7	4	-	11
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	3	-	-	-	-
	(合計)	3	-	-	-	-
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	6	1	2	-	3
	(合計)	6	1	2	-	3
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	-	-	-
	(合計)	1	-	-	-	-
総合計(1)~(5)	大	2	2	-	-	2
	中	-	-	-	-	-
	小	25	8	6	-	14
	(総計)	27	10	6	-	16

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(4)第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(令和6年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査の対象となる施設数 (休止中を除く)	一般監査の状況			特別監査の状況					
				計画数	実施数	監査結果	実施数	監査結果				
						改善報告を求めたもの		改善報告を求めたもの	改善命令	事業停止命令	事業廃止命令	認可取消
養護老人ホーム	地方公共団体	202	189	58	50	19	3	3	0	0	0	0
	社会福祉法人	740	713	239	213	84	3	2	0	0	0	0
	小計	942	902	297	263	103	6	5	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	地方公共団体	318	301	86	78	29	1	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,168	9,702	3,221	3,030	1,099	32	20	1	1	0	0
	小計	10,486	10,003	3,307	3,108	1,128	33	20	1	1	0	0
合計	地方公共団体	520	490	144	128	48	4	3	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,908	10,415	3,460	3,243	1,183	35	22	1	1	0	0
	計	11,428	10,905	3,604	3,371	1,231	39	25	1	1	0	0

(5)市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(5) 第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(令和6年度)

都道府県名	所管市町村数	指導の状況								
		集団指導			事務指導			合同指導		
		回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由
北海道	179	1	151	—	23	23	—	23	23	—
青森県	38	0	0	⑤	0	0	⑥	0	0	⑤
岩手県	36	2	33	—	3	3	—	2	2	—
宮城県	34	1	27	—	6	6	—	0	0	④
秋田県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
山形県	34	1	34	—	13	13	—	0	0	⑤
福島県	56	1	21	—	0	0	⑦	0	0	⑦
茨城県	44	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
栃木県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
群馬県	33	1	30	—	0	0	⑤	9	5	—
埼玉県	59	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
千葉県	51	1	51	—	1	7	—	1	1	—
東京都	61	0	0	⑦	0	0	⑥	0	0	⑦
神奈川県	29	5	29	—	0	0	②	0	0	②
新潟県	29	1	29	—	0	0	③	0	0	③
富山県	8	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
石川県	18	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
福井県	16	0	0	⑦	0	0	⑤	0	0	⑤
山梨県	27	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
長野県	63	1	49	—	0	0	⑤	0	0	⑤
岐阜県	35	0	0	⑦	14	14	—	0	0	⑦
静岡県	35	2	35	—	10	10	—	0	0	⑤
愛知県 ²⁾	42	0	0	⑦	15	15	—	0	0	③
三重県	29	1	23	—	3	3	—	0	0	⑤
滋賀県	19	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
京都府	22	1	2	—	3	1	—	3	5	—
大阪府	34	0	0	⑤	0	0	⑤	38	15	—
兵庫県	36	1	1	—	13	13	—	0	0	⑤
奈良県	39	0	0	③	0	0	⑤	0	0	⑤
和歌山県	30	1	30	—	0	0	⑥	0	0	⑥
鳥取県	12	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
島根県	10	0	0	⑦	1	1	—	0	0	⑦
岡山県	25	1	25	—	2	2	—	2	2	—
広島県	20	3	20	—	4	4	—	3	3	—
山口県	18	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
徳島県	24	10	24	—	0	0	⑦	0	0	⑦
香川県	16	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑤
愛媛県	11	1	9	—	5	5	—	0	0	⑤
高知県	29	2	27	—	9	9	—	0	0	⑤
福岡県	26	1	19	—	4	4	—	4	4	—
佐賀県	7	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
長崎県	21	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
熊本県	45	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
大分県	18	1	18	—	0	0	④	0	0	④
宮崎県	25	1	25	—	0	0	⑤	0	0	⑤
鹿児島県	42	1	42	—	5	5	—	25	10	—
沖縄県	40	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
都道府県計	1,573	42	754	—	134	138	—	110	70	—

指導を実施していない理由の項目

① 大規模災害や事件・事故等緊急事態対応のため
② 担当職員が業務多忙のため
③ 職員の人員不足のため
④ 職員の知識・ノウハウ不足のため
⑤ 当該年度は計画が無かったため
⑥ 資料の確認または電話のみによる指導を行ったため
⑦ その他

項目別集計	集団指導	事務指導	合同指導
①	0	0	0
②	0	1	1
③	3	3	4
④	0	1	2
⑤	7	11	17
⑥	3	6	3
⑦	10	7	10
合計	23	29	37